

秋田県地域医療対策協議会設置要綱の一部改正について (代理委員の選任・出席に係る会議の定足数及び議決)

1 改正理由

秋田県地域医療対策協議会の円滑な開催と運営を図るため、会長及び副会長を除く委員について、一定の要件を満たす代理委員の選任と当該協議会への出席を認めるととし、代理委員の選任、定足数及び議決に係る事項を定める必要がある。

2 改正内容

委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関、行政機関及び団体のうちから、副院長、副市長及び准教授等の当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができることとするとともに、定足数及び議決における委員数に代理委員数を含めることとする。（第6条関係）

3 施行期日

この要綱は、令和元年7月 日（決裁の日）から施行するものとする。

【参考】東北各県の地域医療対策協議会の委員の代理出席の可否

	代理委員 規定の有無	代理出席 の可否	定足数 の有無	協議会の設置 根拠規定
青森県	なし	可	無	要綱
岩手県	なし	可	無	要綱
宮城県	なし	可	有（過半数）	条例
山形県	なし	否	無	要綱
福島県	なし	例なし	無	要綱
秋田県	なし	例あり (H29.9)	有(過半数)	要綱

(5月28日 電話聴取調査)

秋田県地域医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 深刻化する医師不足や医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討するため、医療法第30条の23の規定に基づき、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療法第30条の23第2項各号に掲げる事項の実施に必要な事項
- (2) その他本県の医療提供体制の確保及び医師確保を図るために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は知事が任命する。

- 2 特定の事項を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員は、当該特定の事項に関する検討が終了したとき又は委員の任期満了日のいずれか早い日に解任されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長が必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関、行政機関及び団体のうちから、副院長、副市長及び准教授等の当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、第3項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員（出席代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 協議会は、議決により部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月 日（決裁の日）から施行する。

秋田県地域医療対策協議会設置要綱改正（案）新旧対照表

新	旧
（組織） 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。 2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、<u>又は</u> 他の方法で意見を聴くことができる。 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 5 <u>委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関、行政機関及び団体のうちから、副院長、副市長及び准教授等の当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、第3項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員（出席代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。</u> 附 則 <u>この要綱は、令和元年7月 日（決裁の日）から施行する。</u>	（組織） 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。 2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、<u>または他の</u>方法で意見を聴くことができる。 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。